

# 大阪府財政運営基本条例の概要

## 背景

- ◆ 社会経済情勢の変化と住民ニーズの多様化の中、地域主権時代の地方自治体に期待される役割
- ◆ 過去から先送りされた負担の顕在化(実質公債費比率の上昇、増発借換債の償還、府債償還の集中)
- ◆ 年度ごとの収支の波に柔軟に対応できる計画的な財政運営の要請

## 目的

- ◆ 社会経済情勢の変化や府域の実情に応じた施策を自主的・総合的に実施
- ◆ 府の財政運営に関して基本となる事項を定める
- ◆ 健全で規律ある財政運営の確保を図り、府民の福祉の維持向上に資する

## 基本理念

### 1 規律の確保

- ◆ 将来の世代に負担を先送りしない
  - 府民の受益と負担の均衡を図る
  - 財政リスクを適切に管理
- ◆ 府、国、他の地方公共団体、民間事業者等が分担すべき役割を明確化

### 2 計画性の確保

- ◆ 中長期的な見通しを持つ
- ◆ 予見し難い情勢の変化の際に府民生活の安定を確保

### 3 透明性の確保

- ◆ 府民の府政への関心及び理解を深め、信頼を向上させる

## 条例案の主な内容

### 3つの基本理念

### 主な項目・内容

#### 1 規律の確保

- 収入の範囲内で予算を組む
  - ・ 新規施策実施時には、安定的な財源確保に努める
  - ・ 適切な府債発行
  - ・ 反復・継続的な単年度貸付の禁止
  - ・ 基金からの借入れ禁止を明確化
- 財政のリスクマネジメント
  - ・ 環境変化に伴う事業の見直し・撤退への適切な対応
  - ・ 将来負担につながる新たな損失補償等の原則禁止
- 権限・責任・受益に応じた適切な費用負担
  - ・ 他の当事者との適切な役割分担・費用負担
  - ・ 国の制度・施策に対する適正な費用負担等に向けた必要な提言
  - ・ 使用料・手数料など受益者による適正負担 など

#### 2 計画性の確保

- 中長期の財政状況の試算・公表
  - ・ 予算審議や計画的な財政運営のため、10年以上の中長期試算を公表
- 府独自の財政指標を公表
- 減債基金・財政調整基金への計画的な積立て
  - ・ 減債基金への計画的な積立て
  - ・ 財政の環境変化に備え、財政調整基金に新たな積立目標額等を設定
  - ・ 決算剰余金の1/2ずつを減債基金・財政調整基金に編入
- 庁内で財政の現状・目標について認識を共有

#### 3 透明性の確保

- 予算編成過程など財政情報の積極的な公表
- 将来の財政リスクの把握と公表
- 新公会計に基づく財務諸表の公表

# 1 規律の確保

項目	説明
➤ 収入の範囲内で予算を組む	<ul style="list-style-type: none"><li>• 収入の範囲内で予算を組む原則を規定<ul style="list-style-type: none"><li>☞ 現在と将来の府民の負担の公平を図る観点から収入の範囲内で支出</li><li>☞ 予算を伴う新規施策には、所要見込額を賄える安定財源の確保に努める</li></ul></li><li>• 適切な府債発行について、資産形成に資するかなど府債の性格別に考え方を整理<ul style="list-style-type: none"><li>☞ 資産形成に係る事業には、世代間の負担の公平の観点から、必要性を厳しく精査の上、引き続き府債を活用</li><li>☞ 退職手当債のような資金手当てのための赤字債の発行については、特に慎重を期する観点から、特別の要件を設定</li></ul></li><li>• 反復・継続的な単年度貸付を禁止 (中小企業向け制度融資等の預託金は対象外)<ul style="list-style-type: none"><li>☞ 実態的には長期貸付となっている単年度貸付については、22年度当初予算で概ね是正を図ったが、新たな単年度貸付についても禁止を明確化</li><li>☞ 既存の単年度貸付については、経過措置を設けて期間内に全廃</li></ul></li><li>• 年度を越えた基金からの借入れを禁止</li><li>• 予算執行の結果の収支改善は、財政の健全で計画的な運営に活用<ul style="list-style-type: none"><li>☞ 財政調整基金・減債基金への積立て、府債の繰上償還の実施や借換えの抑制などの措置</li></ul></li></ul>

## ➤ 財政のリスクマネジメント

- 環境変化に伴って必要な事業見直し・撤退などは、先送りせず行う
  - ☞ 新規事業を実施するときは財政リスクの把握に努め、予算編成過程においてリスクを明示
  - ☞ 事業開始後は損失の発生予防に努め、損失発生が確実なときは、損失の拡大防止のため、事業手法の見直し、事業の中止などの措置を講ずる

## • 新たな損失補償等を原則禁止

- ☞ 特別に損失補償等を行う場合に、その理由等を公表するようルール化

## ➤ 権限・責任・受益に応じた適切な費用負担

## • 権限・責任、受益の度合いを踏まえ、適切な役割分担と費用負担を図る

- ☞ 国の制度・施策に関して、適切な費用負担や義務付けの見直しなど必要な提言を行う

## • 施策の水準と府民負担の状況のバランス

- ☞ 施策の立案・見直しに当たっては、府域の行政需要、財政状況、他都道府県における実施状況などを勘案

## • 受益者による適正負担の基本原則を規定 (使用料・手数料など)

## ➤ その他の留意事項

## • 事業等に係る基本的な留意事項

- ☞ 民間で担うことのできる事業は民間に委ねる。府が行う場合も、民間事業者の視点を重視
- ☞ 役割分担や協働のあり方、実施の方法を十分に考慮
- ☞ 財政的援助は、事業主体の自主的な努力を促す制度とし、金額を精査
- ☞ 透明・公正な競争を通じて事業が効果的に行われるよう幅広く参入の機会を提供

## • 一般財源による積立ては、財政調整基金などに限定

## 2 計画性の確保

- 中長期の財政状況の試算・公表
  - 予算審議や計画的な財政運営の参考のため、10年以上の中長期の財政状況を**毎年試算の上公表**
  - 予算編成に先立って、1年を下回らない期間の仮収支を試算・公表
- 府独自の財政指標を公表
  - 地方財政健全化法の4指標(※)について、早期健全化基準(イエローカード)未滿への抑制を明記
    - ※ 「**実質赤字比率**」「**連結実質赤字比率**」「**実質公債費比率**」「**将来負担比率**」の4指標
  - **府独自の財政指標を設け、数値を公表**。財政運営の目標として活用
    - ☞ 「**正味収支**」「**本来収支**」「**実質府債残高倍率**」「**収益的収支比率**」を府独自の財政指標として定義  
(大阪府庁財政研究会報告書(平成20年)参照)
- 減債基金・財政調整基金の計画的な積立
  - 減債基金への計画的な積立て
  - **財政調整基金の積立目標額の設定**
    - ☞ 10年後における積立目標額を設定する規定を新設(積立目標額は3年ごとに見直し)
    - ☞ 積立目標額の設定・見直し時は議会に報告し、公表
  - **決算剰余金の処分方法**
    - ☞ 決算剰余金の1/2を減債基金に、残り1/2を財政調整基金に編入(現行基金条例の規定を新条例に統合)
- 庁内で財政の現状・目標の認識を共有
  - 財政の現状・見通しと目標について、府庁内で認識を共有

### 3 透明性の確保

- 予算編成過程など  
財政情報の積極的  
な公表
  - 「財政のあらまし」(地方自治法に基づき年2回発行)に関する他条例の規定を統合
  - 予算編成過程(要求・査定の状況)の公表を条例化
- 将来の財政リスク  
の把握と公表
  - 財政リスクの把握、管理措置の検討と公表
    - ☞ 府の財政運営に及ぼす影響が特に大きい財政リスクを伴う事業は、概ね3年に1回以上、リスクの内容・程度、損失や影響の予防・抑制のために講ずべき措置を検討し、公表
    - ☞ 状況の著しい変化や財政リスクに大きな影響のある方針決定・変更の都度、同様の検討を行い、公表
- 新公会計に基づく  
財務諸表の公表
  - 複式簿記・発生主義に基づく財務諸表(貸借対照表、行政コスト計算書など)を作成し、公表
    - ☞ 監査委員や議会への提出資料に添付
    - ☞ 全会計の財務諸表や出資法人等との連結財務諸表も作成

公布の日から3か月以内に施行